# みまもり通信 その187





フォローをお願いします!!

# 除雪・排雪サービスの契約に注意を!



除雪・排雪サービスは、よく確認して契約しましょう。 契約書・領収書は保管し、除雪に来た日付は記録を。

- ① 除雪されなかった時の返金について
- ② 自宅や自家用車、隣家等が破損したときの補償
- ③ 除雪の範囲や回数、事業者の連絡先の確認

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(2728-2121)又は消費者ホットライン(27188)へ

発行:札幌市消費者センター 消費者被害防止ネットワーク事業 2024年11月15日

#### 【相談件数が急増した商品役務】

●排水管交換工事(8月4件→9月8件)

### 相談

訪問勧誘で、排水管清掃してもらい、現金1万円を支払った。 その際、「排水管を全て交換したほうがよい」と説明を受け、 100万円の工事契約をした。

後で考えると、高額のため解除したい。

工事を中止したいと、事業者の留守番電話にメッセージを入れたが、これで大丈夫か。

## 助言

訪問勧誘で、排水管の交換工事を契約したのであれば、 訪問販売に該当しクーリング・オフが可能です。

事業者へ電話での申出だけではトラブルの原因になるため、 書面で通知することが重要です。

クーリング・オフ通知の書き方は、札幌市消費者センターの ホームページに掲載されています。参考にしてください。